

その他の情報

障害者歯科診療

身 知 精 難



- ◆江戸川区口腔保健センター（にこにこ歯科診療所）
（電話：5667-8020／FAX：5667-8022）
- ◆診療のご相談
江戸川区歯科医師会訪問歯科相談窓口「にこにこライン」
（電話：5667-8021）
- ◆障害者・要介護者対応歯科医院
区ホームページ「障害者歯科情報」をご参照の上、各歯科医院にお問い合わせください。

内容

障害のある方で、一般の歯科診療所での受診が困難な場合や「かかりつけ歯科医」がいなくてお困りの方を対象にした歯科診療を江戸川区口腔保健センター（にこにこ歯科診療所）及び、江戸川区歯科医師会に所属している歯科診療所で実施しています。

江戸川区手話言語条例

平成30年4月1日に「江戸川区手話言語条例」を施行しました。

手話への理解の促進および手話の普及に関する基本理念を定め、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、全ての人が互いを尊重し合い共生する地域社会を実現することを目的としています。

手話通訳者・要約筆記者の派遣

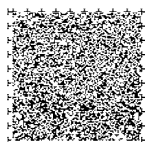
身



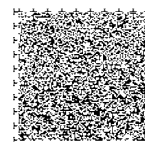
- ◆ 詳しくは各窓口にお問い合わせください。

区内に住所を有し、身体障害者手帳をお持ちで聴覚障害または言語機能障害に該当する方に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

！ 公序良俗に反するもの、営利活動に関するもの、宗教団体への加入の勧誘、政党への加入および投票の勧誘に関する内容につきましては派遣することができません。



	内 容	窓 口
手話通訳者の派遣	日常生活や社会生活において、健聴者との意思の疎通を円滑にするために手話通訳者を派遣します。 ❗ 生命および健康維持（通院など）に關すること以外の利用については、要約筆記者派遣の利用時間とあわせて年間144時間の利用制限があります。	◆一般社団法人江戸川ろう者協会 江戸川聴覚障害支援センター FAX 6661-3003 電話 6661-3255 eメール 【int@edodeaf.com】
要約筆記者の派遣	日常生活や社会生活において、健聴者との意思の疎通を円滑にするために要約筆記者を派遣します。 ❗ 生命および健康維持（通院など）に關すること以外の利用については、手話通訳者派遣の利用時間とあわせて年間144時間の利用制限があります。	◆東京手話通訳等派遣センター FAX 3354-6868 電話 3352-3335 eメール 【youyaku@tokyo-shuwacenter.or.jp】
区役所本庁舎における遠隔手話通訳サービス・手話通訳者の配置	区役所本庁舎窓口において手話通訳を必要とする方のために、タブレット端末から手話通訳オペレーターにテレビ電話をつなぐ「遠隔手話通訳サービス」を実施しています。手話通訳を含む多言語タブレットは、各部に配置されているためご利用の方は、各窓口などで職員にお申し出ください。 また、区役所本庁舎1階総合案内にて、毎週金曜日（祝休日・年末年始を除く）13時～16時に手話通訳者を配置します。 事前の予約は必要ありませんので、直接総合案内にお越しください。	◆権利擁護係 FAX 3656-5874 電話 5662-1993 ❗ ほかの窓口でタブレット端末を使用しているとき、手話通訳者がほかの窓口に向いているときは、お待ちいただく場合があります。 ❗ 手話通訳者の同行は、本庁舎内に限ります。





- ◆ 広報課編集係 (電話：5662-0403)
- ◆ 広報課区政案内係 (電話：5662-6168)

内容

サービス	概要	対象	担当係
声のたより 「みんな友だち」	区のお知らせやインタビューなどを収録したCD（音楽CD形式）またはカセットテープを月1回発行しています。	身体障害者手帳をお持ちの視覚障害のある方	広報課編集係
声の広報えどがわ	「広報えどがわ」の全ての記事を音読したCD（デージー形式）を毎月発行しています。		
点字広報えどがわ	「広報えどがわ」の中から、暮らしや健康に役立つ記事を中心に編集した点字冊子を月1回発行しています。		
声の便利帳	「くらしの便利帳」の内容を収録したCD（デージー形式）を発行しています。		
ホームページ	音声読み上げ、文字の拡大などに対応した区ホームページを開設しています。	視覚障害のある方	広報課 区政案内係

えどがわ区民ニュース



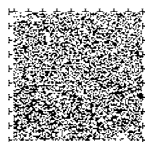
- ◆ 広報課映像広報係 (電話：5662-6167／FAX：3652-1109)

内容

字幕の入った広報番組「えどがわ区民ニュース」を10日ごとに制作しています。

区公式ホームページやYouTube公式チャンネルでご覧いただけるほか、区役所・各事務所などのロビー・公共交通（シャトルセブン）でもご覧になれます。

また、J：COM江戸川（区内ケーブルテレビ）11チャンネルで、午前9時、正午、午後8時から毎日放送しています。番組DVDは区役所・図書館で貸出ししています。



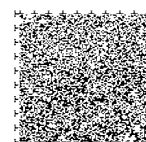


内容

障害の程度により、下記のサービスを行っています。図書館によって、行っているサービスが異なりますので、詳しくは、下記窓口の各図書館にお問い合わせください。

！ 図書館の下記サービスを利用するには登録が必要です。

サービス	概 要	対 象	窓 口
貸出数・ 貸出期間	貸出冊（点）数 本・雑誌 20冊 CD 6点 DVD 4点 貸出期間 30日間	視覚障害・肢体不自由などの理由で、図書館を利用することが困難な方	区立全図書館
郵送サービス	点訳本・録音図書など活字印刷以外のご希望の資料の貸出・返却を郵送（無料）で行います。	視覚障害者向けの郵便制度を利用できる視覚障害の方	中央図書館
宅配サービス	図書館員が月に1回程度、ご自宅へ希望の資料の貸出・返却に伺います。	肢体不自由などの理由で来館が困難で、ご家族などに来館の協力をお願いできない方	篠崎子ども図書館を除く区立図書館
対面朗読室などの利用	予約制で対面朗読室を利用できます。	視覚に障害があり、対面朗読や拡大読書器を使って読書や調べ物をする方	中央図書館 小岩図書館 西葛西図書館 東葛西図書館
！ 中央図書館、小岩図書館、小松川図書館、西葛西図書館、東葛西図書館、東部図書館には拡大読書器があります。			



点字図書館



◆ 詳しくは、下記各図書館までお問い合わせください。

図書館名	事業内容
日本点字図書館 電話 3209-0241 FAX 3204-5641 〒169-8586 新宿区高田馬場1-23-4 ホームページ【 https://www.nittento.or.jp/ 】	①点字図書・録音図書の製作・貸出・配信・情報提供 ②専門図書の対面朗読 ③希望図書の点訳・朗読 ④視覚障害者への各種訓練 (歩行・パソコン・スマートフォン・点字など) ⑤生活用具の開発と販売
東京ヘレン・ケラー協会点字図書館 電話 3200-0987 FAX 3200-0982 〒169-0072 新宿区大久保3-14-20 ホームページ【 https://thka.jp/ 】	①点字図書および録音図書の製作・貸出・情報提供 ②希望図書などの点訳・録音 ③中途失明者への点字指導 ④視覚障害者への各種訓練 (歩行・日常生活動作・調理など)
日本視覚障害者団体連合点字図書館 電話 3200-6160 FAX 3200-7755 〒169-8664 新宿区西早稲田2-18-2 ホームページ【 http://nichimou.org/ 】	①点字図書および録音図書(主に自然科学系)の 製作・貸出 ②点訳・音訳ボランティアの指導・養成など

聴力障害者情報文化センター（聴覚障害者情報提供施設）

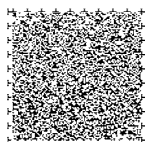


◆ 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
 (FAX: 6833-5005 / 電話: 6833-5004)
eメール soudan@jyoubun-center.or.jp
 〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

内容

聴覚に障害のある方への生活と文化の向上を目的に、聴覚に障害のある方またはその家族・関係者、手話を学習する方などを対象とした事業を行っています。詳細はお問い合わせください。

- ①字幕・手話付ビデオテープ・DVD、字幕付16ミリフィルムの無料貸出
(送料自己負担)
- ②聴覚障害関係図書の閲覧・貸出
- ③生活全般に関する相談、聞こえに関する相談および情報提供など
- ④文化教養講座(絵画・英語・ヨガなど)



■ 就 労

障害者就労支援センター



- ◆相談部門、訓練部門（電話：5622-6050／FAX：6801-7043）
- ◆授産部門（電話：5622-6054／FAX：6801-7043）

内 容

障害者の一般就労の機会拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、就労面と就労に伴う生活面の支援として、次の事業を行っています。

事業部門		事業内容	対象者
相談部門		障害者の就労に関する相談や就職活動への支援を行います。	一般就労を希望する知的障害者、身体障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者など
訓練部門		一般就労に必要な作業技術の習得や社会的マナーの訓練を行い、より確実な就労促進と定着を目指します。	
授産部門	就労移行支援事業所	地域に密着した生産活動を通して、一般就労への移行を支援します。	一般就労へ移行された知的障害者、身体障害者、精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者など
	就労定着支援事業所	一般就労へ移行された障害者について、雇用された事業所で就労継続を図るための支援をします。	

就労のあっせんは、各ハローワークで行っています。

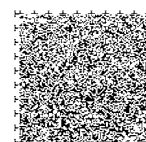
みんなの就労センター



- ◆一般社団法人みんなの就労センター
（電話：5879-6452／FAX：5879-6453）

内 容

高齢者や障害者、ひきこもり状態にある方などを含め、働く意欲のある方を個々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供し、就労に結び付けるお手伝いをします。



■ 教育

就学相談

身 知 精



◆学務課相談係（電話：5662-1627／FAX：3674-5874）

内容

心身の発達に心配があるお子さんの就学相談を行っています。一人ひとりのライフステージを見通し、どのような教育を受けるのが適切か、きめ細かく相談に応じています。

就学奨励費

身 知 精



◆学務課相談係（電話：5662-1627／FAX：3674-5874）

内容

児童や生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するために学用品購入費、給食費、通学費、修学旅行費などの一部を助成します。

対象者

- ①特別支援学級に在籍している児童や生徒
- ②通級指導学級に通級している児童や生徒
- ③通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童や生徒

フレンドリースクール

知



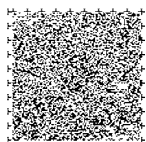
◆健全育成課育成活動支援係（電話：5662-0357／FAX：5607-5151）

内容

中学校特別支援学級や特別支援学校を卒業した方が定期的に集まり、スポーツやレクリエーション、美術・音楽などの活動を通じて、仲間との交流を深めています。

対象

- ①～⑥のすべてに該当する方
 - ①特別支援学級や特別支援学校を卒業した方
 - ②知的障害者の方
 - ③区内在住または区内在勤の方
 - ④開催場所まで自分で来ることができる方
 - ⑤保護者などの了解のある方
 - ⑥講師・区職員の助言などを理解して団体行動ができる方



■ パラスポーツ

パラスポーツ	身 知 精	
◆スポーツ振興課パラスポーツ係（電話：5662-1523／FAX：5607-5151）		

えどすぽ！

検索

区ホームページ えどすぽ！

区内でできるパラスポーツや各種教室事業についての詳しい内容、区ゆかりのパラアスリートの情報など、パラスポーツに関する情報を区ホームページの「えどすぽ！」で紹介しています。

スポーツコンシェルジュ

区立スポーツ施設では、定期的にパラスポーツの教室やイベントを実施しているほか、施設のスタッフが運動についての様々な相談をお受けする「スポーツコンシェルジュ」の取り組みも行っています。

また、総合体育館とスポーツセンターでは予約制で理学療法士等による個別相談も実施しています。

TOKYOパラスポーツ・ナビ

東京都障害者スポーツ協会が運営するホームページです。「TOKYOパラスポーツ・ナビ」では、地域のパラスポーツ団体やスポーツ施設のバリアフリー情報を検索することができます。ホームページ【<https://www.tokyo-parasports-navi.metro.tokyo.lg.jp/>】

■ 選挙

点字投票・代理投票・郵便等投票	身	
◆選挙管理委員会事務局選挙係（電話：5662-2053／FAX：3651-3125）		

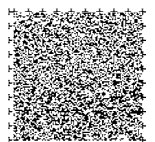
内容

投票所には、目の不自由な方のために点字器及び投票用紙記名補助具を用意していますのでお申し出ください。

ご自身で投票用紙に書けない方は、投票所の係員が代筆しますのでお申し出ください。

そのほかに身体に重度の障害がある方（要件に該当する方）が事前に選挙管理委員会に申請したうえで在宅のまま郵便を利用して投票できます。

郵便等投票についての詳しいことは二次元コードからホームページをご確認ください。



そのほかの情報